



知って
安心!
厚生年金

年金と雇用保険の 失業給付等の調整



私たち公務員も、定年退職後などに民間企業に再就職して雇用保険に加入した場合、退職にともない雇用保険の給付を受けられる場合があります。

65歳未満で特別支給の老齢厚生年金などを受給している方が、雇用保険の失業給付（基本手当）や高齢雇用継続給付を受ける場合は、年金の全部または一部支給停止といった調整が行われます。

ただし、老齢基礎年金や、障害厚生（基礎）年金、遺族厚生（基礎）年金については、失業給付等との調整は行われません。

失業給付を受給するときの年金

雇用保険の失業給付は、特別支給の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金などと同時に受けることはできません。

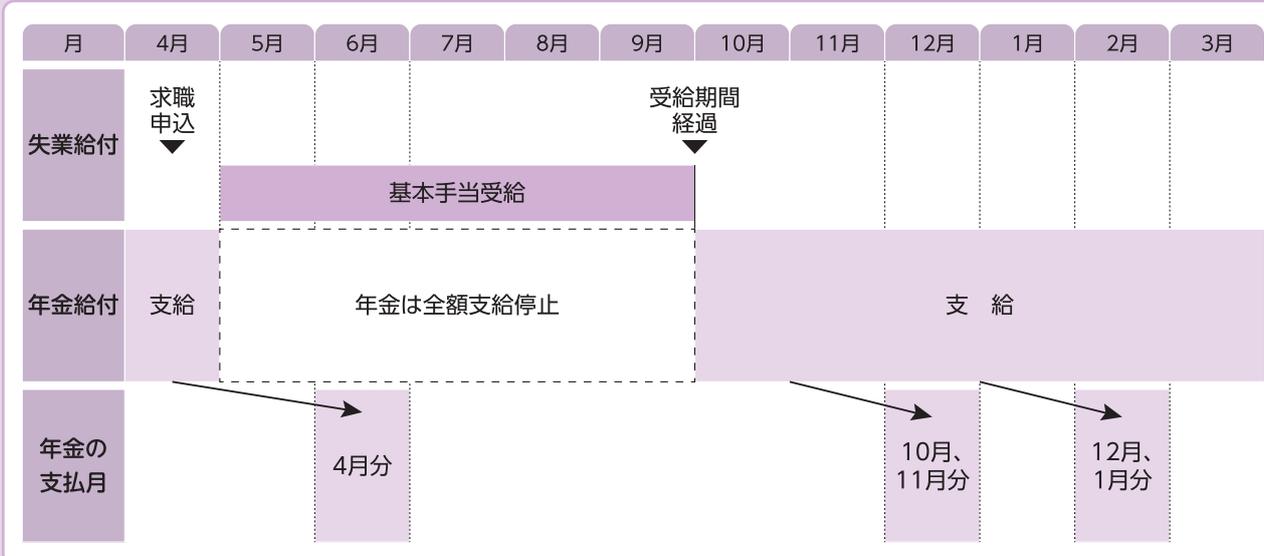
失業の認定を受けるために公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申し込みをすると、実際に失業給付を受けたかどうかは関係なく、その月の翌月から受給が終了するまでの間、基本手当の額に関わらず、年金は支給停止となります（次ページの＜年金支給停止の基本的な仕組み＞を参照）。

? 基本手当とは

基本手当とは、雇用保険の被保険者の方が定年や倒産、契約期間の満了等により離職した場合、失業中の生活を心配することなく、一日も早い再就職ができるように支給されるものです。

雇用保険の一般被保険者に対する基本手当の所定給付日数（基本手当の支給を受けられる日数）は、受給資格に係る離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定され、90日～360日の間でそれぞれ決められます。

年金支給停止の基本的な仕組み

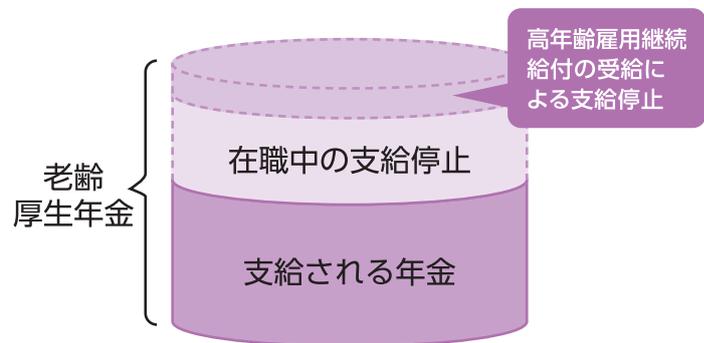


ハローワークに行って求職の申し込みをする前に、年金と失業給付のそれぞれの額を比較し、どちらを受給すべきか検討しておきましょう。



高齢雇用継続給付を受給するときの年金

厚生年金の被保険者で、65歳になるまでの年金を受けられる方が、雇用保険法の高齢雇用継続給付（高齢雇用継続基本給付金・高齢再就職給付金）を受給しているときは、在職中であることによる年金の一部支給停止に加え、特別支給の老齢厚生年金からも標準報酬月額6%に相当する額を限度として支給停止されます。



? 高齢雇用継続給付とは

高齢雇用継続給付とは、60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者の方が、60歳到達時点と比べ、賃金が75%未満に低下した状態で働き続けるときに支給される給付です。

受給するには被保険者であった期間が5年以上であるなど、一定の受給要件を満たしている必要があります。